

# 武雄市農業委員会

平成29年8月総会議事録

平成29年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年8月4日（金）  
 （開会）午後2時00分 （閉会）午後3時30分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者33人 欠席者 3人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		(欠 員)	—	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	—	○
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	—	○
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	—	○
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第3号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第4号	武雄市非農地証明について	4件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報告第2号	農地等形状変更届出について	3件

事務局長        それではただ今から、平成29年8月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

                  本日は、22番本山幸雄 委員、24番下平寅義 委員、32番坂口正勝委員より欠席の届け出がっております。

                  欠席者3名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

                  それでは、会長よろしく申し上げます。

---

### 《開会・議事録署名人指名・報告事項》

---

会 長            皆様、こんにちは。8月の定例総会を開催しましたところ、盆前の草払い等、忙しい中にご出席いただきましたこと、有難く思っております。

                  猛暑続きで体力がついていかないと感じています。昨日の気象庁の発表では九州北部はこの暑い日があと2週間は続くと言われておりますので、皆様方には体には十分ご注意下さい。特に、熱中症には注意をして、日中の農作業は避けて、作業は朝晩にさせていただきたいなと思っています。

                  昨日は内閣改造が発表され、新たに農林水産大臣に、齋藤 健さんが就任されております。生産者の声に耳を傾けていただければと思います。来年は、米の生産調整の反当7500円が廃止になりますが、その財源が農業生産のための財源になればなど感じています。皆様方も今後注目をお願いします。

                  また、台風5号の進路が気になります。被害を最小限に食い止めるよう対策を取っていただければと思います。

                  それでは、ただ今から平成29年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第4号までの審議をお願いいたします。

                  また、その後に報告第1号及び第2号を受けたいと思います。

                  本日の議事録署名人に、10番 松尾 薫 委員、29番 坂口千代喜 委員をご指名いたします。

                  それでは、議案審議に入る前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件について、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局            先月の総会でご審議いただきその後進達した案件は、4条が4件、5条が7件ございまして、8月2日付けで佐賀県知事の転用許可が出ております。

                  また、転用許可後の事業計画変更承認申請及び第5条の許可申請が2件出ておりましたが、このうち1件は、許可がまだ出ておりません。もう1件、〇〇の葬儀場及び店舗の件がありましたけれど、この分は、計画が変更になるということで、一度、取り下げをされております。申請が出ましたら、来月ご審議いただくかと思っております。以上ご報告申し上げます。

事務局            それと、先月、〇〇番委員からお尋ねいただいております、施行令第2

条第2項の特例についての「あぜ道があっても適用になるかどうか」ということですが、「あぜがあるかないか」ではなく、その農地まで行くことがほかにできないとか、残された面積や形状について、そのケースをご相談いただいたうえで判断させていただくと思います。

会 長 よろしいですか。

〇〇番委員 よくわかりませんでした。

〇〇委員 特例を判断する人は誰ですか。

事務局 3条ですので農業委員会です。

〇〇番委員 どうしようもないときは、形状を見て、地元の農業委員も確認をしての特例適用になるのですかね。

事務局 その通りです。

会 長 うちで判断をしなければいけないとなると、こういう事例があったときは、地元農業委員さんと事務局と合同で話し合いをしないといけないでしょうね。

会 長 それと〇〇の斎場については、北側の農地の地主さんから申請者に対し「少し離して下さい。」というような申し入れをされたそうです。それを受けてレストランをとりやめて斎場だけにするということで、計画をいったん取り下げられました。また来月、計画書を出される予定です。そういう状況下ですので、ご報告しておきます。

〇〇番委員 隣接者の承諾は取っていたのですか。

会 長 取ってありました。

〇〇番委員 取っていたのに、後になって注文が出てきたのですか。

〇〇番委員 所有者の方は「当初、計画を見た時には北側に駐車場があり、田には影響がないということで印を押した。」と云われるわけです。しかし「この間変更の計画を見たら北側にべたっと斎場の建物が付いていた。それでは困るので離してくれという要望があった。」という訳です。

〇〇番委員 建物を引いて、残った所は駐車場にするのですか。

会 長 はい。ですから、いったん取り下げをされた訳です。

〇〇番委員 後からぐらぐら変えられたら農業委員会として困る。慎重にいかないと、後から変えられるということも考えながら、農業委員会として審議をしないとけない。

会 長 そういうこともあって、地元の農業委員に依頼をして、本当にそういう申し入れがあったのかどうかを確認してもらったところです。

〇〇番委員 事務局も受け付けるときに確定してから受け付けをして下さい。何のために総会を開いているか分からない。

会 長 いろいろありますが、よろしく申し上げます。よございますか。

---

**《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》**

---

会 長 はい、では議案第 1 号を議題といたします。農地法第 3 条の規定による許可申請が 7 件提出されております。このうち 1 番につきましては、〇〇番委員が譲受人でございますので、まず 1 番についての審議をお願いします。1 番を討論採決後、残りの 2 番から 7 番についての審議をお願いします。

それでは農業委員会法第 3 1 条に基づく議事参与の制限により、〇〇番委員につきましては、議案第 1 号第 1 番の議事開始から終了まで退席をお願いします。議事終了後に入室、着席をお願いします。

(〇〇番委員退席)

会 長 それでは議案第 1 号 1 番につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号 1 番の案件について説明します。

所有権移転。土地は〇〇町の田 7 筆、畑 1 筆、計 8 筆。地籍は 7 1 2 m<sup>2</sup>。申請事由は「区が所有していた農地を、現在の耕作者に無償譲渡をしたい」というものです。

判断基準。「取得後は全ての農地を効率的に利用する。機械・労働力・技術・通作距離等を見ても問題ない。50アールの下限面積を超えていることから、許可要件は全て満たしている。」です。ご審議をお願いします。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたが、この 1 件につきまして地元委員さんから何か補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 ここは共同田で、区が管理をしていたものです。〇〇川の改修工事に伴って、これだけが残っています。森林組合も解散してしまって、〇〇番委員の

父が代表して管理をしてこられたということです。戸数としてはだいたい100戸ぐらいで、〇〇地区とか、〇〇地区とか、〇〇〇地区とかの、昔の「祭田」です。

会 長 地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、議案第1号1番の質疑をとどめます。議案第1号第1番の農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号1番、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長 それでは、番号1番の審議が終わりましたので、〇〇番委員を入室、着席させて下さい。

(〇〇番委員着席)

会 長 それでは、議事を続けます。議案第1号、2番から7番までの、農地法第3条の許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、2番から7番の案件について説明します。  
申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田一筆、135㎡です。申請番号1番と同じく「区が所有していた農地を、現在の耕作者に無償譲渡したい。」というものです。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田一筆、1,997㎡です。「将来後継者がいないので、譲渡したい。」というものです。農地の価格は10a当たり〇〇万円です。

申請番号4番。使用貸借権設定。〇〇町の田6筆、畑8筆。計14筆の20,400㎡。貸付人の方が農業者年金の経営委譲をされていて、後継者の方が亡くられたので、後継者の変更による再設定をされています。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑4筆、758㎡です。「県外在住の

ため管理できない。以前譲渡した田と一緒に耕作をしてもらいたい」。というものです。平成29年の3月末に田だけは申請をされて許可が出ていますが、畑も一緒にという申し出でした。土地代は10アール当たり〇〇円です。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の畑5筆、2,103㎡です。「県外在住のため管理できない。」という譲渡人の理由と、譲受人の「経営規模拡大のため」というものです。売買価格は10アール当たり〇〇円です。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の畑一筆、782㎡。申請事由は6番と同じく「県外在住のため維持管理できない。」と「経営規模拡大のため」です。土地代は10アールあたり〇〇円です。

「判断基準はすべて満たしている」ということでご審議のほどお願いします。

会 長 ありがとうございます。議案の説明が終わりましたが、議案第1号、2番から7番までにつきまして、地元委員さんから何か補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 6番7番の件です。申請者は娘さんで、県外在住です。お父さんが昨年亡くなって、相続を受けておられます。6番の申請地は高台で勝手が悪い場所です。7番については、申請地は譲受人の屋敷の続きだからということで、この値段で買っておられます。

会 長 地元委員さんからの説明が終わりましたので、議案第1号、2番から7番までの質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、議案第1号、2番から7番までの質疑をとどめます。議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号、2番から7番まで6件の、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されています。この8件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。所有権移転。土地は〇〇町の畑一筆、55㎡です。「現在隣地の駐車場を借りているが、利便性が良い自宅横に駐車場を作りたい」というものです。こちら用地地域になっておりますので、第3種農地で許可しうると判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、472㎡です。「現在の借家を手狭となり、環境の変化が少ない申請地に一般住宅を建てたい」というものです。こちらも用途地域ですので第3種農地で、許可しうると判断しております。

申請番号3番。使用貸借権設定。〇〇町の畑一筆、339㎡です。「現在借家住まいだが、高齢の祖母の世話がしやすい隣地に一般住宅を建設したい」というものです。平成3年頃に申請地の一部にカーポートを建設されており、始末書を添付されております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田一筆、297㎡です。「申請地の向かい側にアパートを所有しているが、駐車場が狭いため、平成25年から申請地を駐車場として利用していた」というもので、始末書が添付されています。こちらも用地地域なので第3種農地で許可し得ると判断しております。

申請番号5番。使用貸借権設定。〇〇町の田一筆、畑3筆。計4筆、741㎡です。「現在佐賀市内の借家住まいだが、勤務先が武雄市内であるため、実家の隣に住宅を建てたい」というものです。なお、申請地の一部に平成15年頃植栽を行っていたということで、始末書が添付されております。

この農地は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地です。「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」として判断をしております。

申請番号6番。所有権移転。土地は〇〇町の田一筆、441㎡です。「住環境の整った申請地で宅地分譲を行いたい」というものです。隣地の同時利用地を含んで1,310㎡で、6区画を計画されております。こちらも用地地域で第3種農地で、許可し得ると判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の畑一筆、76㎡です。「自宅の小屋はスペースが狭く、当該地を農機具や農業用資材置場として利用していた。譲渡については双方合意していたが、転用の手続きをしていなかった」という

ことです。既に利用をしていますので始末書が添付されています。

こちら「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、第2種農地と判断しています。「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」としております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の田2筆、12.03㎡です。「自宅への道が狭く車が通れないので、整備して通路として利用していた。」というものです。こちら平成15年から利用されており、始末書が添付されています。

こちら「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、第2種農地。「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありました8件の案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

〇〇番委員 　申請番号2番です。住宅を建てられるのに472㎡はちょっと広いですね」と尋ねたところ、「角ばったところがあってそこが利用しにくい土地になるが、そこまで含めて買ってくれと話があった。」ということでした。

会 長 　　他はありませんか。無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 　　特に無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第5条の規定による8件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 　　異議なしと認めます。  
よって、議案第4号農地法第5条の規定による8件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

---

《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》

---

会 長 　　次に、議案第3号。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明いたします。

それでは、農用地利用集積事業計画（案）の1ページをご覧ください。こちらに平成29年度第5号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。再設定	1件、	1筆、	1,187 m <sup>2</sup> 。
橘町。	田。再設定	2件、	10筆、	13,455 m <sup>2</sup> 。
朝日町。	田。新規	2件、	3筆	5,675 m <sup>2</sup> 。
	再設定	3件、	8筆、	8,853 m <sup>2</sup> 。
(若木町。なし)				
(武内町。なし)				
東川登町。	田。新規、	2件、	5筆、	4,658 m <sup>2</sup> 。
(西川登町。なし)				
山内町。	田。新規	1件、	2筆、	5,116 m <sup>2</sup> 。
(北方町。なし)				

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除について9ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

はい、議案の説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長

よろしいですか。意見もないようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

---

《議案第4号 非農地証明》

---

会 長 次に議案第4号、武雄市非農地証明を議題といたします。武雄市非農地証明につきまして、4件が提出されています。この4件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。土地は〇〇町の田3筆です。「平成5年頃、水道工事の残土を入れて、その後廃車置場として貸している。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号「人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上、証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合。」です。

申請番号2番。〇〇町の畑3筆。「昭和53年頃に牛舎を建築して利用していた。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号と判断しております。

申請番号3番。〇〇町の畑1筆です。「昭和40年頃、隣接者が住宅を建てた際、宅地の一部となっていた。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号と判断しております。

申請番号4番。〇〇町の畑2筆。「昭和45年頃、自宅を増設して利用していた。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号と判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 特別にないようですので、質疑を開始したいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので議案第4号の質疑をとどめます。  
議案第4号、4件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり承認することに決しました。

——《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について》——

会 長           では、次に報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について、事務局の説明をお願いします。

事務局           番号1番。土地は〇〇町の田一筆。620㎡のうち70㎡を農業用倉庫として使用をされるということです。転用理由は「現在、兄の倉庫を利用しているが、手狭になったため新設したい。」というものです。以上、報告いたします。

会 長           はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

(補足説明なし)

会 長           それでは、説明が終わりましたので、報告第1号「農地法第4号第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思えます。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長           それでは報告第1号の質疑をとどめます。報告事項ですので次に移ります。

——《報告第2号 農地等形状変更届出について》——

会 長           報告第2号「農地等形状変更届出について」3件の届出が提出されています。この3件について、事務局の説明をお願いします。

事務局           届出番号1番から3番ですが、〇〇町です。全て隣接しております。平成26年の7月に一度届け出があったものの、その後、形状変更がまだ完成していないというものです。先月の調査委員会の際に、地元農業委員の方とA班の委員さんで現地を確認してまいりました。

再度、変更届け出を出していただき、1年間のうちに形状変更を終わらせて下さいということをお願いをしております。

変更理由は「低地で水はけが悪く、農作業が困難なため。」という事で、田のかさあげになっております。施工業者は〇〇で、変更後は利用計画として大豆を作るということで届出を受けております。

以上報告いたします。

会 長 この件につきましては先ほど説明がありましたようにA班で現地に行きました。1年間で終わるよう地元の委員さんも申請者に要請をお願いします。

27番委員 先日申請者と会う機会がありましたので、「よろしくお願いします」とお話しはしています。

会 長 この件は27番委員に一任したいと思います。それでは報告第2号「農地等形状変更届出」を終わります。  
それでは以上で、本日提出されました議案・報告につきましてはすべて終了いたしました。

〇〇番委員 お尋ねしますが、〇〇町の斎場の件については、申請書が提出されれば、また調査委員会を開くのですか。事務局はどう考えていますか。

事務局長 先日ご審議いただいた分は取り下げとなっておりますので、調査委員会を再度開催して、現地を確認していただきたいと思います。

〇〇番委員 次回は班が変わるがどうなりますか。

会 長 皆様いかがいたしまししょうか。予定では次回はB班ですが、A班が前回、説明を聞いてある程度分かっていると思いますので、A班でお願いしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

---

《閉会》

---

会 長 以上をもちまして、平成29年8月の農業委員会総会を終わります。